

II 災害が発生したときは

ここでは、災害に関するいくつかの場面を想定して、村民の皆さんがどのような行動を取ればよいのか、行動の目安を示すとともに、それに関連する地域防災計画の内容(村の対策)を紹介します。

1 大規模な風水害のおそれがあるとき

■ 村民の皆さんとるべき行動

1. 気象情報、村等から情報を入手！

テレビ、ラジオなどで、台風や豪雨に関する気象情報を入手しましょう。

また、広報車、防災行政無線、ホームページ、消防団、区長などを通じて、防災情報（河川水位情報など）を入手しましょう。

隣近所の高齢者や障がいの方にも声をかけ、入手した気象情報や防災情報を伝えましょう。

2. 家庭で風水害へ備えましょう。

台風などによる強風や豪雨に備え、各家庭で、屋根の点検・補強、屋外にある飛散の危険のあるもの（植木鉢など）の片づけ、排水溝の掃除、万一に備えた避難時の持ち出し品の準備などを行いましょう。

3. 早めの避難を心がけましょう。

入手した気象情報や防災情報、自宅周辺の河川の増水などから、危険や不安を感じた時は、区長や消防団、村に連絡するとともに、自主的に早めの避難を行いましょう。

また、村から、避難準備情報や避難勧告などが出された場合には、特別の理由がない限りこれに従いましょう。

すでに周囲が浸水している場合には、河川がはん濫し、避難所に向かうのは危険な状態かもしれません。この場合には、最寄の鉄筋コンクリート造などの丈夫な建物の上階に避難することも考えましょう。

「避難準備情報」がでた場合には、災害時要援護者は避難行動を開始してください！



■ 村の対策

1. 情報の収集伝達活動

村では、気象情報に応じて職員が配備され、災害に備え、情報の収集伝達活動を行います。

気象台、県、国から伝達される気象予報警報や洪水予報、水位情報などに基づき、必要な警戒体制をとるとともに、村民に対し、これらの情報の広報を行います。

2. 避難勧告などの発令

村では、収集した水位・雨量等の情報を踏まえ、必要に応じ避難に関して3段階（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の情報を村民へ出します。また、状況に応じ、屋内待避指示などが出される場合もあります。

第1段階 避難準備情報	災害が発生するおそれがあり、災害時要援護者が避難行動を開始する必要があると認めるとき
第2段階 避難勧告	災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合（被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断された場合など）
第3段階 避難指示	災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合（災害の危険が目前に切迫している場合など）
屋内での待避等安全確保措置の指示 (屋内待避指示など)	内水氾濫や小規模河川の洪水など浸水の深さが深刻にならないような災害など、状況によっては、屋外を移動して立ち退くことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき

2 大規模な地震が発生したとき

■ 村民の皆さんとるべき行動

1. 自分自身の身を守りましょう。

大きな揺れを感じたら、頭部を保護し、丈夫なテーブルや机の下に避難しましょう。揺れの最中や直後に屋外に避難すると、落下物などで負傷するおそれがあり、非常に危険です。

2. 安否を確認しましょう。

まず、家族の安否を確認しましょう。

家族の安否確認ができたら、隣近所でお互いが無事かどうか確認しましょう。特に、一人暮らしの高齢者などの無事を確認しましょう。

3. 救助者を発見した場合には！

救助を必要とする人を発見したら、まず、地域で協力して救出をしましょう。

地域での救助が困難な場合は、消防署へ通報しましょう。

回線が混雑してつながらない場合は、直接、消防署や消防団へ救助を要請しましょう。

4. 地震により火災が発生した場合には！

火災の延焼を最小限に抑えるためには初期消火が重要です。可能な限り、地域で協力し、消火器などで消火を行いましょう。

初期消火で消火できない場合には、消防へ通報しましょう。

5. 二次災害を未然に防止しましょう。

倒壊などのおそれがある建物には、安全が確認されるまで、近づかないようにしましょう。また、家を離れるときは、通電時の火災発生を防止するためブレーカーを落とすようにしましょう。

■ 村の対策

1. 村の体制

震度5弱以上の地震が発生した場合には、原則として、職員全員が村役場などに参集します。

村は、鮭川村災害対策本部を設置し、被害や災害に関する情報の収集、広報、救助活動など、災害対策活動を実施する体制を確立します。

2. 救助活動

村では、消防、警察、消防団、自主防災組織、村民などと連携して救出活動を実施します。被害が甚大で、救助者が多い場合には、協定締結先市町村への応援要請や、知事に対し自衛隊の派遣を要請します。

3. 消火活動

大規模な地震が発生し同時に多数の火災が発生した場合には、被害拡大などを考慮し、優先順位をつけ、消防、警察などと連携し、消火活動を実施します。

4. 自主防災組織の育成等

村民などの自主的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織や企業(事業者)などの自衛消防組織の育成、消防団の活性化などを行います。

また、村民や災害時要援護者に対しては、防災教育(防災知識の普及など)や、地域住民や災害時要援護者が参加した防災訓練などを実施していきます。



火災が発生した場合は、地域住民で協力して初期消火！

3 災害に関する情報を知りたいとき

■ 村民の皆さんができるべき行動

1. 気象情報や災害情報を知りたいとき

台風の情報、気象予報・警報などの情報は各報道機関の放送などで確認しましょう。

村からも、村防災行政無線、広報車、消防団、区長を通じて、村内の雨量や、河川水位情報、その他災害に関する情報を、状況に応じ広報します。

停電時には、自動車のラジオや携帯ラジオから情報を入手することができます。

2. 地震発生直後に情報を知りたいとき

気象庁では、地震発生後、数分で各地の震度を発表し、観測データが入り次第、各地の詳細な震度を発表します。地震発生直後は、テレビ・ラジオで地震情報を確認しましょう。

村や県などの防災関係機関、ライフライン事業者からも、村内の被害状況、医療関連情報、道路・交通情報、避難所の情報、水道・電気などの情報が、状況に応じ、防災行政無線、広報車、消防団、区長などを通じ提供されます。

3. 災害発生後、災害関連情報や復旧関連の情報を知りたいとき

大規模な災害時には、村のホームページに情報を掲示するとともに、臨時に印刷物を発行します。この印刷物には、災害関連情報に加えて、仮設住宅の募集、家屋の処理、り災証明書の発行、各種融資・貸付制度など、村民生活や産業の復旧を支援する関連情報なども掲載します。

また、防災行政無線、テレビ、ラジオでも、引き続き各種情報が放送されますので、様々な情報に気を配りましょう。

4. 家族の安否確認をしたいとき

家族や知人の安否確認は、「NTTの災害時伝言ダイヤル」を活用してください。操作方法は「171」をダイヤルし音声ガイドに従って必要な操作を行ってください。

また、状況に応じ設置される村の相談窓口も活用してください。

■ 村の対策

1. 村の広報活動

村は、災害情報、安否情報、避難・医療・救護に関する情報、給水・炊出し・物資配給に関する情報、生活再建に関する情報など、各種情報について、状況に応じ段階的な広報活動を行います。

災害広報は、状況に応じて、防災行政無線、広報車、自主防災組織、区長などを通じて広報を行うほか、村ホームページや印刷物の配布・掲示、報道機関による広報など、多様な手段を活用します。

災害発生直後の被害状況や避難勧告などの緊急性を要する情報などについては、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、自主防災組織などによる口頭伝達、放送機関への放送要請などによる広報を基本とします。

2. 相談窓口の開設

村は、被災者や自主防災組織の相談、問い合わせなどに対応するため、村役場などに相談窓口を開設します。

情報の入手方法



携帯電話



ラジオ



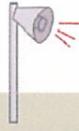
ホームページ



テレビ



広報車



防災行政無線



口頭など

4 けがをしたとき

■ 村民の皆さんとるべき行動

1. まず、応急手当をしましょう。

負傷者が発生したときは、地域住民が協力して、傷口の消毒、止血などの応急手当を行いましょう。平常時から応急手当の講習会などに参加し、いざというときに役立てることが大切です。

2. 重傷者がいるときは、消防署へ連絡を！

重症者がいる場合は、消防署へ通報しましょう。救急車で病院又は避難所などに設置される医療救護所へ搬送を行います。

3. 軽傷のときは、救護所へ

生命に異常がない、擦り傷、切り傷、打撲などの軽傷を負った場合は、医療救護所へ、地域住民が協力し連れて行きましょう。

4. 建物等の下敷きになった場合には

長時間（4～8 時間）にわたり、身体の一部が圧迫され続けた場合には、挫滅症候群（クラッシュシンドローム）に注意する必要があります。

一見、軽傷に見えても、暗赤色の尿が出たり、腫れたり、感覚がなくなっていたら、すぐに医師の診療を受けましょう。

阪神・淡路大震災時には、この挫滅症候群で亡くなった方がおり、生命にかかわる場合があります。

軽傷の場合は地域住民で応急手当を！



■ 村の対策

1. 医療救護所の設置

村では、大規模な災害が発生し、負傷者が多数発生した場合には、避難所などに医療救護所を設置します。

2. 医師会等との連携による医療救護

村では、新庄市最上郡医師会と大規模な災害時の医療救助に関する協定を締結しています。

負傷者が多数発生した場合には、新庄市最上郡医師会と連携・協力し、医療救護所などにおいて、医療救護活動を実施します。

3. 重傷者の搬送

医療救護所においては、「トリアージ」を行い、これにより重症と判断された場合には、救急車などにより後方支援病院（災害時拠点病院など）へ搬送を行います。

4. 応援要請

負傷者が多数発生し、医療従事者が不足する場合などには、県を通じ、DMA T（災害派遣医療チーム）や日本赤十字社、自衛隊などの派遣要請を行います。

重傷者は救急車などで搬送！



軽傷者は地域住民で医療救護所へ運びましょう。



5 避難するとき

■ 村民の皆さんとるべき行動

1. 非常持ち出し品を準備しましょう。

避難するときには、飲料水、備蓄食料、常備薬、携帯ラジオ、懐中電灯、貴重品、防寒具など、必要かつ軽量でコンパクトなものを携行しましょう。

2. 地区単位で避難しましょう。

災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、家族で安全な避難場所へ避難しましょう。避難する際には、集団（地区単位など）で行動するよう心がけましょう。

災害の規模や種類に応じて、安全な避難所が変わることもあり得るので、避難に際して消防団、区長などから指示があった場合はその指示に従うとともに、避難途中の経路においても、周囲の危険性に注意することが大切です。

3. 災害時要援護者へ配慮しましょう。

避難するときには、地域住民で協力して、高齢者、障がい者などの災害時要援護者の安否を確認し、避難の手助けをしましょう。

4. 避難所では

避難所の初期の運営は、村の職員を派遣して行いますが、避難生活が長期化する場合は、避難者の代表者などからなる避難所運営委員会を設置することを要請します。可能な限り協力するよう努めましょう。

また、大規模な災害が発生した場合の避難所では、多くの人と共同生活を行うことになります。決められたルールを守るとともに、災害時要援護者に対するできる限りの支援を行いましょう。

■ 村の対策

1. 避難所の指定

村では、各種災害に応じた避難所を指定し、その施設の整備（非常電源の確保、物資の備蓄等）を推進していきます。

また、災害時要援護者の避難所として、状況に応じ、福祉避難所を設置します。

2. 避難に関する情報の周知

村では、防災マップなどを活用し、危険区域や避難所の位置、避難情報や災害情報の伝達方法など、村民が円滑かつ迅速に避難できるよう避難に必要な情報について、村民に対し周知徹底を図ります。

3. 避難誘導

村は避難勧告などを出した場合には、警察、消防、消防団と協力し、避難路などに誘導員を配置し、村民の避難誘導を行います。

4. 避難所の開設

村は、避難勧告などを出した場合には、避難所の施設管理者等と連携し、避難所を開設します。また、避難所の運営は、地域住民やボランティア団体などを主体とした運営体制を構築していきます。

5. 被災者への支援

大規模な災害が発生した場合、村は、被災者に対し、備蓄してある飲料水・食料・生活物資などの供給を行います。不足する場合には、協定締結先の事業者や県などに対し応援を要請します。



避難は集団で！

災害時要援護者に対しては、可能な限り支援を！

